

大和市告示第95号

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）附則第10項及び第11項に規定する市長が定める3輪以上の軽自動車は、令和元年10月1日付け「神奈川県及び大和市による軽自動車税の環境性能割を課さない三輪以上の軽自動車及び減免する三輪以上の軽自動車に関する確認書」において確認した軽自動車とする。

令和元年10月1日

大和市長 大 木 哲